

1. 計画の位置づけ等

- ◆ 都や国の関係機関が実施する、薬物乱用対策の基本的な方向性を示すもの。
【計画期間】令和6年度～令和10年度（5年間）
- ◆ 東京は大規模な経済活動拠点、国際都市であり、薬物乱用や犯罪が広がりやすいというリスクを踏まえ、平成20年度に策定

2. 計画改定の基本的な考え方

従来から薬物乱用対策の3つの柱としている、「柱1:啓発活動の拡大と充実」、「柱2:指導・取締りの強化」、「柱3:薬物問題を抱える人への支援」を継承しつつ、昨今の薬物情勢や国の取組の方向性等を踏まえ、内容を充実

3. 昨今の薬物情勢等を踏まえた計画改定のポイント

項目	背景	取組の方向性
①大麻乱用対策の充実	若年層の大麻乱用の拡大 ※都内大麻事犯の検挙人員のうち約7割が30代未満	・若年層に対する効果的な大麻乱用防止啓発の強化
②市販薬乱用対策の充実	若年層の市販薬乱用（オーバードーズ）の拡大 ※全国の精神科医療施設において薬物依存症の治療を受けた10代患者のうち、市販薬を主な原因とする患者の割合が平成26年の0%から令和4年に約65%へ増加	・医薬品の適正使用・市販薬乱用防止啓発の推進 ・販売ルールの周知、適正販売に関する監視指導強化
③密輸・密売手法の巧妙化への対応	新たな密輸・密売手法の出現 ※賃貸物件の空き部屋を宛先とした密輸の発生 ※秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信技術の普及によるサイバー空間を悪用した密売の発生	・国内外の関係機関の連携強化・各種捜査手法の積極的活用
④再乱用防止対策の充実	大麻事犯の増加、覚醒剤事犯の再犯率高止まり ※都内大麻事犯の検挙人員が平成26年以降増加傾向 ※都内覚醒剤事犯の再犯者率が約5割	・各種再乱用防止プログラムの充実 ・相談体制の確保

東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）の体系図

薬物乱用のない社会づくり

《23のアクション》

《97の取組》

柱1 啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

- [1] 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進
- [2] 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進
- [3] 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進
- [4] 青少年を有害情報から守る取組の強化

16の取組

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

- [5] 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開
- [6] 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進

9の取組

プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

- [7] 普及啓発を担う人材育成の推進
- [8] 啓発用資材の充実・提供
- [9] 地域における主体的な啓発活動の支援

14の取組

柱2 指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

- [10] 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化
- [11] 多様な捜査手法の効果的な活用
- [12] 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化

14の取組

プラン5 薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

- [13] 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握
- [14] 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制

7の取組

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

- [15] 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施
- [16] 偽造・変造処方箋対策の強化
- [17] 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施

6の取組

柱3 薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

- [18] 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
- [19] 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供
- [20] 相談・支援業務に従事する人材の育成

13の取組

プラン8 薬物依存症からの回復支援

- [21] 薬物依存症等に関する専門医療等の提供
- [22] 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

11の取組

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

- [23] 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実

7の取組